

LINE スクール代理店規約

LINE スクール代理店規約（以下「本規約」といいます。）は、LINE ヤフー株式会社（以下「当社」といいます。）の学校向けソリューションに関して提供されるサービス（LINE 公式アカウントサービスのほか、第三者が提供するサービスも含まれます。以下「本サービス」といいます。）の取扱いに関し、代理店（以下「本代理店」といいます。）と当社との間の契約関係を定めるものです。

第1条（本契約の成立）

1. 本サービスの代理店になることを希望する者は、本規約に同意の上、当社に対し、当社所定の方法で申し込むものとします。
2. 当社は、前項の申込みがなされた場合、これを承諾するか否か決するものとし、当社所定の方法で前項の申込みをした者に通知するものとします。当社がこれを承諾した場合、当社と本代理店との間に本規約を内容とする契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があると判断した場合、本契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 紹介パートナーが当社と締結している契約に違反した場合
 - (2) 紹介パートナーが当社の信用を毀損するおそれがある場合
 - (3) その他本契約の締結が適当でない場合
4. 紹介パートナーは、第1項の申込時に記載した事項又は当社に通知した事項に変更がある場合には、当社に対し、速やかに変更後の内容を当社所定の方法で通知するものとします。

第2条（本規約の変更）

当社は、必要に応じ、法令に基づき周知することにより、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びに効力発生日を、当社ウェブサイトに表示し、又は当社が定める方法により本代理店に通知することで周知します。変更後の本規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

第3条（代理店の指定等）

1. 当社は、本契約の有効期間中、本代理店を日本国内における本サービスの非独占的な代理店に指定します。
2. 本代理店は、当社所定の基準を満たした場合、当社の **Education Partner** として認定を受けることができます。この場合、当社のウェブサイトその他の本サービスに係る販促資料等に、本代理店の商号・ロゴの掲載されるようになります。

第4条（本サービスに関する契約関係）

1. 本サービスの利用に係る個別の契約（以下「利用契約」といいます。）は、本サービスの種別に応じて、当社又は本サービスの一部を提供する第三者（以下「本提携事業者」といいます。）と本顧客（利用契約の相手方をいいます。以下同じです。）との間に成立するものであり、本代理店は利用契約の当事者とはなりません。なお、本代理店が本顧客に代わって利用契約の締結の申込みをする場合、本代理店はあらかじめ本顧客から当該申込みに必要な代理権を得るものとします。また、当社は、本代理店が当該申込みにおいて本顧客を代理する旨の表示がない場合であっても、当該表示があるものとみなすことができます。
2. 前項の定めにかかわらず、本提携事業者が別途明示的に認める場合、本代理店は、本提携事業

者（当社は含みません。）が提供する本サービスに係る利用契約を、本顧客との間で直接締結することができます。この場合、本代理店は、自らの責任において、当該利用契約に基づく自らの債務を履行するために必要となる当該本サービスの提供に係る契約（以下「本サービス調達契約」といいます。）を、本提携事業者との間で締結するものとします。当社は、本項に基づく本サービス調達契約及び利用契約に関して一切責任を負いません。また、かかる契約に関して、本代理店は、当社に対して迷惑をかけてはなりません。なお、本項に基づく代理店の業務を、以下「販売店業務」といいます。

3. 当社は、本契約の有効期間中、本代理店に対し、当社が本代理店に対して本サービス（本提携事業者が提供するものに限り、）の日本国内における非独占的な代理店に指定する適法かつ有効な権限を維持します。

第5条（代理店としての業務）

1. 本代理店は、本サービスの代理店として以下の各号の業務（販売店業務を含み、以下「本業務」といいます。）を行うことができます。
 - (1) 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）に対し、本サービスに関する説明をし、本サービスの利用を勧奨する業務
 - (2) 利用希望者からの本サービスについての問合せに対し回答する業務
 - (3) 販売店業務に関し、本サービスを本顧客に提供し、本サービスを本提携事業者から調達する業務
 - (4) 前各号の業務に加えて、本代理店及び当社が、本サービスに関連して書面で別途合意する業務
2. 本代理店は、以下の各号の業務を当社又は本提携事業者が実施することを確認し、当該業務が円滑に実施できるよう協力をするものとします。
 - (1) 別途当社が提供する管理ツールにより、当社と本顧客との間で成立した本サービスの利用に係る契約（以下「利用契約」といいます。）を管理する業務
 - (2) 本顧客の本サービスに係る利用料金を本顧客から回収する業務
3. 本代理店は、本業務を行う場合には、以下の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 当社の認定代理店として本業務を誠実に実施し、本サービスの利用の促進・勧奨に努めること
 - (2) 当社の認定代理店として、当社が公開する最新の媒体資料その他の情報に基づく本サービスの内容（利用料金等の本サービスに適用される契約条件（LINE 公式アカウント利用規約及びこれに付随する個別規約を含みますが、これらに限りません。以下「本契約条件」といいます。）を含みます。）の十分な理解に努めること
 - (3) 前号の本サービスの内容（利用契約の締結の申込みにあたって本契約条件への利用希望者の同意が必要となる旨を含みますが、これに限りません。）を、利用希望者に対して十分かつ正確に説明すること
 - (4) 本サービスに係る資料等を作成する場合は、企画内容及び当該資料等に掲載される表現、レイアウト等を当社が指定する方法により通知し、当社からの事前の承諾を得るとともに、当社から変更等の指示があったときは、直ちに当該指示に従うこと
 - (5) 本業務を実施するにあたって必要な許認可等がある場合、これを適法に取得し、維持すること
 - (6) 利用希望者、本顧客又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他の法令上又は契約上の権利を侵害しないこと

- (7) 前各号のほか、本業務の実施に関する当社の指示及び通知事項を遵守すること
4. 本代理店と本顧客との間で本サービスに関する契約（以下「本代理店・本顧客契約」といいます。）を締結している場合に、本代理店は、①本代理店・本顧客契約の終了に伴って、本顧客が有する本サービスに係るアカウントの削除を本代理店ができる旨の条項、②その他本代理店・本顧客契約と同一又は類似する目的の契約を、本顧客が他の代理店との間で締結することを不当に妨げる内容を含む条項を、本代理店・本顧客契約に定めてはなりません。

第6条（報酬）

1. 本業務の対価（以下「本報酬」といいます。）は、本代理店による本業務によって締結に至った利用契約に係る本サービスの利用料金（ただし、初期費用及び12ヶ月分の月額利用料金を限度とします。）の支払として本提携事業者が受領する金額（以下「基準金額」といいます。）を基礎として、次の算式で求まる金額とします。なお、本業務に係る取引は、本提携事業者による基準金額の受領を本業務の成果とする成果報酬型の準委任とします。
$$\text{本報酬} = \text{基準金額} \times \text{適用料率}$$
2. 前項の算式において、「適用料率」は、第1条第1項の申込み又は個別の利用契約の申込みの際において、当社が定めるフォームを通じて当社及び本代理店の間で合意する料率とします。
3. 当社は、本提携事業者による基準金額の受領があった月の翌月末日までに、本代理店に対し、本代理店が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、当該基準金額に対応する本報酬を支払うものとします。なお、振込みにかかる手数料は、当社の負担とします

第7条（商標等の使用）

1. 本代理店は、本契約の契約期間中に限り、当社が別途定めるガイドラインを遵守することを条件に、本代理店が作成する本サービスに係る資料等において本サービスのロゴ・アイコンを利用することができます。
2. 本代理店は、当社の事前の承諾なしに、前項で利用が認められたロゴ・アイコン以外の当社の商号、ロゴ、サービスマークその他の商標（以下「商標等」といいます。）を、本代理店の広告、標識、販促資料等に利用できません。
3. 本代理店は、本契約が終了した場合又は当社が本サービスのロゴ・アイコン若しくは商標等の利用の中止を求めた場合には、その利用を直ちに中止するものとします。
4. 本代理店は、本サービスのロゴ・アイコン及び商標等に関する権利が独占的に当社へ帰属するものであり、本契約の締結がかかる権利の実施許諾、貸与、譲渡等を意味するものでないことを明示的に同意します。
5. 本代理店は、本サービスのロゴ・アイコン、商標等又は本サービスに関する著作権、商標権、特許権等の知的財産権が第三者に侵害されている事実又はその可能性を認識した場合、直ちに当社へ通知します。

第8条（委託）

1. 本代理店は、当社の事前の承諾なく、本業務の全部又は一部を、第三者に委託すること（二次代理店を指名することを含みます。また、再委託その他の二以上の段階にわたる委託を含みます。）ができません。本代理店は、当社に対してかかる承諾を求める場合、別途当社が指定する方法により申し出るものとします。
2. 本代理店が、本業務の全部又は一部を第三者（当社が承認した第三者を、以下「委託先」といいます。）に委託した場合、本代理店は自らが本契約において負うのと同等の義務と責任を、委

託先に対して負担させます。また、当社は、委託先の行為（作為、不作為を問いません。以下本項において同じです。）を本代理店の行為とみなし、本代理店に対して委託先の行為について本契約上の責任を問うことができます。

3. 本代理店は、委託先をして、委託先が本代理店から委託を受けて当該本業務を実施することを利用希望者及び本顧客に対して明示させるものとします。
4. 本代理店は、委託先の作為又は不作為により当社、利用希望者又は本顧客が損害を被ったときは、当該損害を賠償する責任を負います。

第9条（紛争解決）

本代理店は、本顧客に対する本業務の提供に関し、本顧客を含む第三者から問合せ、クレーム、損害賠償その他の請求（以下「問合せ等」といいます。）があったときは、本代理店の費用と責任においてこれに対応します。

第10条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約の成立日から、当該日以降最初に到来する3月末日までとします。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに本代理店又は当社からの書面による更新拒絶の申し出がない場合は、1年間、同一条件にて自動的に本契約の有効期間が更新され、以後も同様とします。

第11条（解約）

本代理店及び当社は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知をすることにより、本契約を解約することができます。

第12条（契約解除）

1. 本代理店及び当社は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて当該違反の是正を催告したにもかかわらず、当該期間を経過しても違反が是正されない場合、書面による通知により本契約を解除することができます。
2. 本代理店及び当社は、前項の規定にかかわらず、相手方が以下の各号に規定する事由に該当する場合には、別途の催告なくして、書面による通知により本契約を直ちに解除することができます。
 - (1) 支払停止又は支払不能に陥った場合
 - (2) 手形若しくは小切手が不渡りとなった場合又は電子記録債権が支払不能となった場合
 - (3) 取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがあった場合又は滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類似する倒産手続開始の申立てがあった場合又は清算手続に入った場合
 - (6) 監督官庁から営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 事業の全部又は重要な一部を第三者（自らの親会社又は子会社を除きます。）に譲渡しようとした場合
 - (8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
 - (9) 社会的信用を失墜させるような事由が生じた場合

第 13 条（契約終了時の措置）

1. 本契約又は本顧客と代理店との間の利用契約に関連する契約が期間満了、解約、解除その他事由の如何を問わず終了した場合において、本代理店を通じて本サービスを利用している本顧客が存在するときは、本代理店は、当該本顧客が引き続き本サービスの利用を円滑に継続できるよう、当社の指示に従い、必要な措置を講じなければならないものとします。
2. 本代理店は、本契約又は本顧客と代理店との間の利用契約に関連する契約の終了後といえども、本顧客による本サービスの利用を不当に妨害し、又は中断させてはならないものとします。

第 14 条（契約上の地位及び権利義務の譲渡）

本代理店及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位及び関連して発生する権利、義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又はその他の処分（合併、会社分割その他の包括承継による場合を除きます。）をしてはならないものとします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 本代理店及び当社は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下、本条において「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限られません。）を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
2. 本代理店及び当社は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が、前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限られません。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準じる行為
3. 本代理店及び当社は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができます。
4. 本代理店及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第 16 条（損害賠償）

本代理店及び当社は、本契約に規定する自らの義務の違反によって相手方が損害を被った場合、

相手方に生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該義務の違反が自らの責めに帰することができない事由によるものである場合は、この限りではありません。

第17条（秘密保持）

1. 本契約において秘密情報とは、本契約の内容及び本契約に関連して知った顧客情報、製品、サービス、業務、技術、ノウハウ、アイデア、コンセプト等に関する一切の情報であって、その開示方法にかかわらず、相手方が開示の際に秘密である旨を明示したものをいいます。ただし、下記各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
 - (1) 当該情報の知得時に既に公表されており一般に入手可能となっていた情報
 - (2) 当該情報の知得後に自己の責に帰すべき事由によらずに公表され一般に入手可能となった情報
 - (3) 開示者による開示とは無関係に自ら開発した情報
 - (4) 正当に開示する権限を有する第三者より適法に入手した情報
 - (5) 開示者の開示に先立ち、既に自らが適法に保有していた情報
2. 本代理店及び当社は、次の各号に従って秘密情報を秘密として保持するものとします。
 - (1) 秘密情報を、善良なる管理者の注意をもって管理すること
 - (2) 秘密情報を、相手方の事前の承諾のない限り、いかなる第三者（本提携事業者を除きます。）に対しても開示又は漏洩してはならないこと
 - (3) 秘密情報を、本契約の履行以外の目的で使用してはならないこと
3. 法令又は金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定め等（以下、これらを総称して「法令等」といいます。）に基づき、開示者から開示された秘密情報の開示を要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において開示をする場合、受領者は開示に先立ち開示者に通知するものとします。ただし、法令等による制限又は時間的制約等やむを得ない事由により事前の通知をすることができない場合は事後の通知で足りるものとします。
4. 本代理店及び当社は、本契約が終了した場合又は秘密情報が不要となった場合、相手方から提供を受けた秘密情報（これを複製し、又は改変したものを含みます。）について、相手方の指示に従って、遅滞なく返還、廃棄その他の処置を行うものとします。

第18条（残存条項）

本契約の終了後（本契約が解約又は解除された場合を含み、終了理由の如何を問いません。）においても、第7条（商標等の使用）第3項、第9条（紛争解決）、第13条（契約終了時の措置）、第16条（損害賠償）、第17条（秘密保持）、本条、第19条（通知）、第20条（準拠法）及び第21条（管轄）の各規定は効力を失わないものとします。

第19条（通知）

1. 本契約に関連する全ての通知、同意、承諾、要求及びその他の意思の伝達は、書面又は電子メールその他の電磁的方法を用いることができるが、口頭で行うことはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約に関連する全ての通知、同意、承諾、要求及びその他の意思の伝達のうち、書面により行う旨が規定されているものについては、その旨に従うものとします。ただし、当事者双方の意思の伝達が必要なものを除いては、書面に代わるPDFファイルを相手方に送信することにより、意思の伝達を行うことができます。

第 20 条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とします。

第 21 条（管轄）

本契約により生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

制定日：2026 年 2 月 10 日